

「因幡浄苑包括管理委託業務」に関する質問書に対する回答

「因幡浄苑包括管理委託業務」に関する質問について、次のとおり回答いたします。

番号	質問	回答	
1	<p>【要求水準書関係】 車両等の貸与について</p>	<p>貴組合が所有する車両は、無償で貸与するとされていますが、取得から22年から23年が経過し、相当老朽化しており、更新が必要な時期と考えます。更新する場合の費用負担はどのような扱いになるかご教示ください。</p>	<p>要求水準書に記載のとおり因幡浄苑の運転管理・維持管理に必要な車両は、受託事業者に準備していただくことを原則としています。そのため、本組合で新たに車両を更新することはありません。</p>
2	<p>【要求水準書関係】 業務実施におけるリスク分担について (物価・金利変動、処理量の増加)</p>	<p>本来、委託者と受託者の責任分界点については、トラブルを避けるためにもできる限り明確に定めておくことが重要と考えます。リスク分担の負担者に、組合・受託事業者ともに「○」とされているリスクについては、事象発生時に双方が協議して定めるものと理解してよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>【要求水準書関係】 業務実施におけるリスク分担について (突発的な修繕)</p>	<p>修繕費が130万円未満の突発的な修繕については、全て受託事業者の負担とされています。維持管理業務に起因した修繕については受託事業者の負担が適当と考えますが、天災など外部要因による修繕は委託者の負担と考えます。</p>	<p>天災等による修繕は少なからず起こりうるものと考えており、そのようなことへの対応も含めて包括管理委託をお願いするものです。</p> <p>ただし、そのような事象が複数回生じたことにより、受託事業者の負担が多くなる場合など、状況に応じて本組合と受託事業者により協議を行いたいと考えています。</p>